# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	収納関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩見沢市は、収納関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

収納関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

# 評価実施機関名

北海道岩見沢市長

## 公表日

平成31年7月1日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

<u> </u>	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	収納関連事務
②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税・法人住民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税等の市税について、収納管理・滞納管理事務を行っている。また、住民からの申請により、納税証明書の発行を行っている。  上記に関する事務のうち、岩見沢市では、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①納付された市税等の収納管理・還付処理事務 ②市税の口座振替処理事務 ③納税証明書の発行事務 ④未納者への督促、地方税法に基づく調査、滞納管理 番号法の別表第二に基づいて、市税の収納に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	(1)宛名システム (2)岩見沢市税総合システム(収納関連) (3)滞納管理システム (4)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (5)中間サーバ
ο 株字個   棒殻ファイル。	

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の16の項
法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
	以上の法令上の根拠より、税務事務である収納関連事務において個人番号を利用する。
A Debeta Anni Alla Anni Anni Anni Anni Anni Anni Anni Ann	and the state of the state of the

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

TO INTRINCING IN IN IN IN	217 — I = O1 O I H TAZEDS					
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二					
	(別表第二における情報提供の根拠) :なし(収納関連事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)					
	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める もの」が含まれる項(27の項)					

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	岩見沢市企画財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長

### 6. 他の評価実施機関

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 岩見沢市総務部庶務語

岩見沢市総務部庶務課 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 0126-23-4111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

岩見沢市企画財政部税務課税務管理グル―プ 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 0126-23-4111

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	31年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)5	00人未満	
いつ時点の計数か		平成31年5月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) タ	発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策						
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の程	重類				
	項目評価書 施機関については	] 、それぞれ重』	点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネット「	フークシスティ	ムを通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  特に力を	入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  特に力を	入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  特に力を	入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 理題が殊されている		

5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を除く。)	0 ]	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ O ]接続しない()		]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	2) 十分で3) 課題か	」を入れている 「ある 「残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	2) 十分で	を入れている	
7. 特定個人情報の保管・2	<b>消去</b>				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	2) 十分で	を入れている	
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] Þ	n部監査	[ ] 外部監	査
9. 従業者に対する教育・日	<b>各発</b>				
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行ってい	る ]	2) 十分に	i> iを入れて行っ <sup>・</sup> :行っている :行っていない	ている

# 変更箇所

久人四/	<b>v</b> 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	評価実施機関における担当部 署②所属長の役職	税務課長 寿崎 吉仁	税務課長	事後	
			平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成31年7月1日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	
平成31年7月1日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	
平成31年7月1日	新様式への変更			事後	